

マル障(心身障害者医療費助成制度) 受給者証更新のお知らせ

受給者証をお持ちで、資格要件(表1 参照)を満たす方には、8月下旬に新しい受給者証をお送りします。ただし、更新手続きに書類の提出が必要な方には、別途ご案内します。9月以降、マイナ保険証などと一緒に、病院などの窓口へご提出ください。現在の受給者証は、9月以降に破棄してください。※受給者証をお持ちでない方で、資格要件を満たす場合は、お問い合わせください。※生活保護を受給している・施設に入所している方などは、対象外の場合あり。



▲詳しくはこちらから

問 合

障がいサービス課障がい相談係
☎3579-2362 ㊟3579-2364

表1 マル障受給者証の資格要件

障がいの程度	身体障害者手帳1級・2級・内部障害3級、愛の手帳1度・2度、精神障害者保健福祉手帳1級※原則、65歳以降に手帳を取得した方を除く。
所得の制限	令和7年中の本人所得で判定 ※本人が19歳以下の場合は、加入している健康保険の被保険者の所得で判定。 <u>扶養親族などの数・基準額</u> 0人…366万1000円、1人…404万1000円、2人…442万1000円 ※扶養親族などの人数が3人以上の場合、1人増えるごとに、38万円を基準額に加算。※基準額は変更になる場合あり
健康保険	国民健康保険・社会保険・後期高齢者医療制度(住民税が課税されている方を除く)



国民年金

付加年金をご存じですか

第1号被保険者や64歳以下の任意加入被保険者は、付加年金に加入することで、将来受け取る年金額を上乗せすることができます。

付加年金

付加年金に加入すると、毎月の保険料に付加保険料(400円)が加わります。この付加保険料を支払った月数に200円をかけた金額が、年間支給額に上乗せされます。手続きをした月からの加入になりますので、希望する場合は早めの加入をお勧めします。※付加年金の支払期限は、毎月の保険料と同じ。※老齢年金受給者・国民年金基金加入者・第3号被保険者・国民年金保険料の支払いを免除されている方は加入不可
▶**申込**=直接、国保年金課国民年金係(区役所2階㊟窓口)または各区民事務所 ▶**問**=国保年金課国民年金係☎3579-2431

任意加入できます

厚生年金保険や共済組合などに加入しておらず、次のいずれかに該当する方は、国民年金に任意加入することができます。

海外に居住している方

日本国籍の方であれば、65歳までの間、任意加入できます。この場合、保険料支払い・手続きの協力者(国内の親族など)が必要です。※協力者がいない場合は、板橋年金事務所でのみ加入手続き可。※一時帰国などで国内に住所設定した場合は、転入した区市町村で強制加入(第1号被保険者)の手続きが必要。再出国する場合は、任意加入の再手続きが必要。

▶**申込**=直接、国保年金課国民年金係または各区民事務所

60歳以上の方

60歳の時点で受給資格がない方や、受給資格があっても老齢基礎年金の増額を希望する方は、加入手続きをした月から65歳到達月の前月まで、任意加入できます。※老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている方や満額受給できる方を除く。

▶**申込**=直接、国保年金課国民年金係※年金の加入状況によって、板橋年金事務所での手続きが必要となる場合あり。

【いずれも】

▶**持物**=本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証など)、年金手帳または基礎年金番号通知書※別世帯の代理人は委任状・代理人の本人確認書類が必要。※支払方法は原則、口座振替。※64歳以下で任意加入中の方は、付加保

険料を支払い可。※昭和50年4月1日以前に生まれ、65歳の時点で受給資格が得られない方は、70歳到達月の前月までの間で、受給資格が得られるまで任意加入可。※保険料の支払状況などにより、受給資格が得られない場合あり。

▶**問**=板橋区国保年金課国民年金係(区役所2階㊟窓口)☎3579-2431、板橋年金事務所☎3962-1481



お知らせ

新築・改築したときは 住居表示の届出が必要です

住居表示の届出は、建物完成日の約1か月前から受け付けています。届出がない場合は、住居番号が確定しないため、その建物への住民登録(転入・転居)ができません。また、出入口の位置が変わると、住居番号が変わる場合があります。

アパート・マンションの名称を変更したり、戸建物件を賃貸アパートにしたりした場合は、名称変更の届出をお願いします。また、住居表示板の劣化・紛失などで再交付を希望する場合は、お問い合わせください。

▶**問**=戸籍住民課住民台帳係☎3579-2207

認知症の方を介護する 家族のための交流会

▶**とき・ところなど(各1日制)**=表2 参照 ▶**内容**=交流・情報交換 ▶**対象**=認知症の方を介護している家族※定員など詳しくは、お問い合わせください。 ▶**申込・問**=電話で、生涯活躍推進課認知症施策推進係☎3579-2399

表2 認知症の方を介護する家族のための交流会

と き	と ころ	会名称
㊟ 8月12日(水)・9月9日(水)	成増アクトホール	きずな
㊢ 8月6日(木)・9月3日(木)	グリーンホール503会議室	こもれび
㊣ 8月18日(火)・9月8日(火)	志村坂上地域センター	志村地区
㊤ 8月14日(金)・9月11日(金)	高島平地域センター	桜の会
㊥ 9月12日(土)	あたごの杜高島平(高島平5-31-8)	みんなの杜
㊦ 8月15日(土)・9月19日(土)	高島平ココからステーション(高島平2-32-2-105)	ココから話そう会
㊧ 8月26日(水)・9月30日(水)	中丸集会所(中丸町27-11)	フレンドリー
㊨ 8月27日(木)・9月24日(木)	リハビリホームグランダ常盤台(常盤台3-28-3)	上板橋家族会

※㊟13時30分～15時30分 ㊢㊣13時30分～15時 ㊤㊥14時～16時 ㊦14時30分～15時30分 ㊧㊨14時～15時30分

特別障害者手当などの現況届・ 所得状況届をご提出ください

▶**対象**=次のいずれかの手当を受給している方
㊟障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当

㊢重度心身障害者手当
※7月24日頃に、㊟現況届㊢所得状況届をお送りします。※提出がない場合、㊟8月分㊢10月分以降の支給決定ができません。

▶**提出先・問**=8月31日(必着)まで、直接または郵送で、障がいサービス課障がい相談係(区役所2階㊟窓口、〒173-8501)☎3579-2362 ㊟3579-2364

一時保育使用料をキャッシュレス決 済でお支払いできます

▶**とき**=8月3日(月)から ▶**対象施設**=赤塚保育園・向原保育園※利用可能な決済方法など詳しくは、区ホームページをご覧ください。 ▶**問**=保育運営課保育運営・給食係☎3579-2483



東洋大学附属図書館(白山図書館)の 図書を閲覧できます

▶**とき**=8月3日(月)～9月19日(土)※休館日などを除く ▶**ところ**=東洋大学附属図書館(文京区白山5-28-20) ▶**対象**=区内在住の18歳以上(学生除く)で、板橋区立図書館の利用登録をしている方 ▶**申込**=9月18日(金)まで、板橋区立図書館利用カード・住所が確認できるものをお持ちのうえ、直接、板橋区立各図書館 ▶**問**=中央図書館☎6281-0291(第2月曜・月末日休館)

里親説明会

▶**とき**=8月27日(木)9時30分～11時30分 ▶**ところ**=徳丸地域センター ▶**対象**=区内在住の世帯 ▶**定員**=8組(申込順) ▶**申込・問**=電話・電子申請(区ホームページ参照)で、子ども家庭総合支援センター援助課里親係☎5944-2374



1 (あい)サロン

参加者のみなさんで気軽におしゃべりします。仲間づくりの場としてもご利用ください。
▶**とき**=8月4日(火)13時～15時 ▶**ところ**=グリーンホール504会議室※当日、直接会場へ。 ▶**内容**=オリジナルコースター作り ▶**問**=男女社会参画課男女平等推進係☎3579-2486